

千葉県告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条の規定により告示します。

平成30年 1月10日

千葉市長 熊谷俊人

指定自立支援医療機関（精神通院医療）

【病院又は診療所】

名称	所在地	指定期間
あおばクリニック	千葉県若葉区金親町206-3 金親ビル101	平成30年 1月 1日から 平成35年12月31日まで